

判決年月日	平成23年2月3日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成22年(行ケ)第10184号		
<p>構成A及びBを備える「膨張弁」との名称の本件発明について、構成A及びCを備える引用発明には本件発明に当たって構成B(相違点)を採用するに足りる動機付け又は示唆がなく、むしろ、先行する発明の問題点を解決するために構成Aを採用し、問題点を解決するために構成Bを積極的に排斥して構成Cを採用した引用発明には、構成Aを維持しながら構成Bを採用することについて阻害事由があるばかりか、本件発明は、構成Bの作用効果によって引用発明の有する技術的課題を解決するものであるから、当業者は、引用発明等に基づいて構成Bを容易に想到することができないとした事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

1 原告は、自動車用空調装置で用いられる「膨張弁」に関する発明(本件発明)について特許出願をしたが、拒絶査定を受けたため、審判請求をした。しかし、特許庁は、本件発明について、引用発明及び関連する他の技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから独立特許要件を満たさないとして上記の補正を却下し、請求不成立の審決をした(本件審決)。そこで、原告は、本件審決の取消しを求めて訴えを提起した。

2 膨張弁を構成する2つの部材(パワーエレメント部と樹脂製の弁本体)の固定方法として、引用発明は、かしめ固定(構成C)を採用しているが、本件発明は、弁本体の外周部に固着部材をインサート成形した上でねじ結合による螺着(構成B)を採用している。主たる争点は、この相違点を当業者が容易に想到することができたか否かである。

3 本判決は、要旨次のとおり判示して本件審決を取り消した。

引用例1及び2には、弁本体の外周部に固着部材をインサート成形した上でねじ結合により螺着させるという前記相違点に係る構成(構成B)を採用するに足りる動機付け又は示唆がない。むしろ、引用発明は、それに先行する膨張弁(本件先行発明)の弁本体が金属製であることによる問題点(問題点)を解決するためにこれを樹脂製に改め(構成A)、併せてパワーエレメント部と弁本体とを螺着によって固定(構成B)していた本件先行発明の有する課題(問題点)を解決するため、ねじ結合による螺着という方法(構成B)を積極的に排斥してかしめ固定という方法(構成C)を採用したものであるから、引用発明には、弁本体を樹脂製としつつも(構成A)、パワーエレメント部と弁本体の固定に当たりねじ結合による螺着という方法(構成B)を採用することについて阻害事由がある。しかも、本件発明は、上記相違点に係る構成(構成B)を採用することで得られる作用効果によって、引用発明が有する技術的課題を解決するものである。したがって、当業者は、引用発明及び関連する他の技術に基づいたとしても、引用発明について上記構成(構成B)を採用することを容易に想到することができなかつたものというべきである。